

全項目評価書案について

1 全項目評価書の対象とする事務

(1) 住民基本台帳に関する事務（市民課）

住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の記載（転入、転居の届出等）、住民基本台帳ネットワークに関することなど

(2) 個人住民税に関する事務（市民税課・収税課）

地方税法に基づく個人住民税の賦課・収納など

2 全項目評価書案の概要

(1) 実施体制について

評価書は「事務」単位で作成することから、対象事務の主管部署（市民課、市民税課及び収税課）及びシステム主管部署（情報政策課）の協同で作成しています。また、市全体の評価書の取りまとめや、個人情報保護委員会への提出については、マイナンバー制度主管部署である情報政策課において行っています。

(2) 記載内容（概要）

表1のとおり、個人情報保護委員会が示す記載要領に基づき、本市の実態に則して各項目を記載しています。

【表1】全項目評価書案の概要

項目	記載要領	住民基本台帳	個人住民税
I 基本情報	評価対象の事務の全体像を把握するため、事務の内容や取り扱うシステムについて記載します。	事務については、主に住民基本台帳に係る窓口事務について概要を記載しています。 取り扱うシステムについては、6のシステムについて概要を記載しています。	事務については、個人住民税の賦課から収納に係る事務について概要を記載しています。 取り扱うシステムについては、15のシステムについて概要を記載しています。
II 特定個人情報ファイルの概要	特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの把握のため、情報の入手、委託、提供、保管、記録項目等について記載します。	住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル及び送付先情報ファイルの3ファイルについて各項目を記載しています。	個人住民税賦課情報ファイル及び収納・滞納整理ファイルの2ファイルについて各項目を記載しています。

項目	記載要領	住民基本台帳	個人住民税
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて、例示されている各リスクに対する対応について記載します。	各リスク対策について、記載要領に基づき、本市の実態に則した状況を記載しています。	各リスク対策について、記載要領に基づき、本市の実態に則した状況を記載しています。
Ⅳ その他のリスク対策	特定個人情報の取扱いに関する自己点検、監査、職員研修の状況について記載します。	自己点検については現在実施中であり、監査については来年度中に実施予定です。 職員研修については、毎年度実施しています。	自己点検については現在実施中であり、監査については来年度中に実施予定です。 職員研修については、毎年度実施しています。
Ⅴ 開示請求、問合せ	特定個人情報の開示等の請求先及び取扱いに関する問い合わせ先について記載します。	開示請求等：情報公開センター 問い合わせ先：市民課	開示請求等：情報公開センター 問い合わせ先：市民税課及び収税課
Ⅵ 評価実施手続	評価書案に対する意見公募手続結果、第三者点検結果等について記載します。	意見公募手続については実施済み、第三者点検結果については本審議会の結果をもって記載します。	意見公募手続については実施済み、第三者点検結果については本審議会の結果をもって記載します。

3 委託事業者による点検結果

記載事項が多岐にわたるため、事前に外部委託事業者による点検を実施しております。点検結果については、別紙「特定個人情報保護評価書点検結果報告書」のとおりです。

4 点検結果に対する対応

【表2】点検結果に対する対応

項番	課題	意見	対応
1	評価書の記載内容の一部を修正する必要がある。	① 住民基本台帳に関する事務：9件 ② 個人住民税に関する事務：9件 別紙1及び2を参照し、適切な内容に修正されたい。	要修正とされた箇所については、内容を修正したうえで点検を再度依頼し、第三者点検調書の最終判定結果のとおり、「適合」とされています。

項番	課題	意見	対応
2	<p>今後の運用について、対策強化へ向けた検討が必要である。 (両事務共通)</p>	<p>① 再委託がないことをどのような手順で確認するのか、明確な基準及び運用ルールを検討することが望ましい。また、再委託の定義（範囲）について、具体的な基準を確認の上、委託先に対しその定義に該当する業務がないことを確実に確認する運用の検討が望ましい。</p> <p>② 保管期間が経過した個人番号を、どのように消去していくかの運用をシステム保守ベンダーと調整の上、あらかじめ運用計画を想定しておくことが望ましい。</p>	<p>本市では、契約書において、原則、再委託を禁止しておりますが、書面による申請に基づき、再委託を承認することがあります。</p> <p>今後、指摘に基づき、再委託を承認する場合は、その業務の範囲、合理性、必要性等を明記し、かつ、個人情報の管理を含む再委託業務の遂行内容の細目を記載した書類を作成した上で、事前に情報政策課長に説明する運用ルールを作成してまいります。</p> <p>また、再委託を実施する場合でも、再委託をする事業者は、再委託先についても契約上の義務を順守させ、再委託先の行為について責任を負うことを契約書等に明記するとともに、再委託の実施状況の確認方法として、適宜、立ち入り検査を実施し、その従事者について、身分証を提示させるなどの対応を行ってまいります。</p> <p>特定個人情報ファイルから個人番号を消去する方法としては、個人番号を別テーブルへ退避し、紐づけを完全に断つことを提案されています。</p> <p>データベース上に個人番号は残りますが、システムから個人番号を検索することは一切不可能となります。</p> <p>なお、上記の個人番号の消去については、マイナンバー制度施行から5年経過した2020年ごろより、水戸市外に転出した住民について実施する見込みです。</p> <p>実際に個人番号を消去する際には、個人情報保護委員会にも確認し、適切な方法を検討してまいります。</p>

		<p>③ 監査の実施事例がないため、今後は定期的な監査の実施が必要である。</p>	<p>監査については、来年度速やかに実施したいと考えています。</p> <p>具体的な実施方法については、委託事業者による外部監査のほか、個人情報保護委員会が示すチェックリスト等を活用した、職員による内部監査の実施等の方法を検討しています。</p>
		<p>④ 自己点検の実施事例がないため、今後は定期的な自己点検の実施が必要である。</p>	<p>自己点検については、現在、個人番号利用事務担当部署を対象に行っているところです。</p> <p>来年度以降についても、1年に1回以上の自己点検の実施を行っていく予定です。</p>